

東京都文京区立誠之小学校の明治九年（一八七六年）二月付け設立伺い

— 『誠之が語る近現代教育史』（一九八八年）補遺（付・正誤）

所澤 潤

解説

本稿は、明治九年（一八七六年）二月付けの現・東京都文京区立誠之（せいし）小学校の「公立小学設立伺」を、東京都公文書館に所蔵されている原資料に基づいて翻刻し、併せて原資料の写真版を付すものである。また同館所蔵の関連資料も翻刻する。

誠之小学校は、現、東京都文京区西片にある公立小学校である。同校は、明治八年十月三十日（土）に当時の駒込西片町の元福山藩主阿部家の私有地に五十年間無地代貸与という条件で設立された小学校である。当時の学校名称は第一大学区第四中学区第十三番公立小学誠之学校であった。

本資料を写真版とともに翻刻掲載する理由は、筆者も執筆者の一人となった一九八八年刊行の『学校沿革史』『誠之が語る近現代教育史』⁽¹⁾（以下『誠之が語る』とする）に、本資料を原典から引用できなかったことにある。当時、同資料は、東京都立教育研究所編『東京教育史資料大系』第二巻⁽²⁾（以下、『資料大系』とする）に収録されていたが、同書は出典簿冊を明記しておらず、そのため、東京都公文書館所蔵資料中にあるはずの原資料を発見することができなかったのである。

所在が不明であった理由は、本資料が、簿冊に誤綴されていたためである。東京都立教育研究所は『資料大系』で悉皆的に資料を収集したことによって、本資料を見つけ出したわけで、そのことは大変な成果であったはずであるが、

出典簿冊が明記されなかったために、残念なことに、誠之小学校の学校沿革史ばかりでなく、『港区教育史』上巻⁽³⁾などでもその原資料を活かすことができない事態が発生した。

そうした事情については、筆者は『アーカイブ事典』⁽⁴⁾に一通り説明したが、ここでも解決の概略を述べておこう。本資料は、都立教育研究所が悉皆的再調査を踏まえて一九九一年に『東京教育史資料総覧第一巻』を発行し、その中の「付編『東京教育史資料大系』総目次・索引」に出典簿冊をすべて示したことによって解決した。本資料は明治八年の簿冊『私立夜学設立願』に編綴されており、他の多くの学校と違って公立小学校の設立伺いの簿冊には収録されていなかったのである。なお、その後、東京都公文書館にかなり精度の高い検索システムが構築されたので、現在ではそうした資料目録を参照しなくても容易に検索することができる。

本稿では、誠之小学校の設立伺いの全文を写真で紹介し、校訂翻刻を行うが、そのことは欠落した資料を補うということだけではなく、日本の小学校教育史の研究において重要な意味を持つていってよいだろう。というのは、同校は、都内の公立小学校で最も沿革のはっきりしている小学校で、少しでもその創設の経緯と手続きが明瞭化することは、明治初年の他の多くの小学校の創設についての史的展望を持たせることにもつながる可能性があるからである。

資料は三種類掲げる。資料一は誠之小学校の設立伺いの原文写真と翻刻で

ある。本文中の「学科」「教則」「校則」の部分について「右三条ハ第四中学区第四番公立小学設立伺ニ記載スル如シ」とあるため、資料二では、第四番公立小学板橋学校の設立伺いの当該部分を掲げる。そこには「右三条第四中学〔区〕第一番小学ニ同シ」(一) 内は引用者による補筆)とあるため、資料三では、第四中学区第一番公立小学(湯島学校)のものを掲げる。資料三の校則は校舎の配置なども書いてあるため、全文が板橋学校、誠之学校に適用できるものではないが、その点以外は概ね両校に適用された可能性が高い。

『誠之が語る』では、原資料を確認できなかったため、「設立伺」の内容について全く分析を行わなかった。そこで、ここでは若干の分析を加え、二つのことについて述べておきたい。

一点目は設立伺いの日付である。同校の創立は明治八年十月三十日と伝えられているが、同資料では明治九年二月に提出され、設置が許可されたのは明治九年七月二十七日である。この時間差が何故生じているかについては現時点では全く解明されていない。ただ、このため、同校で初代校長として扱われている藤田利勝については設立伺い中に記載がなく、第二代校長の市川雅筋が校長として記載されている。初代校長と伝えられる藤田利勝については『誠之が語る』執筆の際に筆者が東京都公文書館所蔵の簿冊中に資料を発見し(當時はまだ検索システムがなかった)、明治八年十二月三日付けで「依願免職務」として退職した事実が確認されている⁵⁾。設立伺い中では、市川が十二月四日付けで準下等訓導を拝命し、誠之小学校へ転勤となっているが、日付は藤田の退職した翌日である。

なお、東京府内では、校長について、明治八年の公的な文書に「学校長タル者」という表現が用いられていることもあり、当時の人々の一般的な感覚としては存在していたようだが、当時制度的なものではなかったらしい。校長という職の導入はかなり遅れ、明治十五年四月十三日に「小学校校長教員任用規則」(甲四〇号)を定めたこと⁶⁾によって導入されたと見られる。

もう一点は、学校創設の年月日の問題である。設立伺いに書かれている準下等訓導市川が、十二月四日着任である理由は、すでに述べたとおりだが、問題は、西田文明と逸見久五郎の授業生拝命が十月二十五日だということである。同校の開校記念日十月三十日より五日さかのぼる着任とされているからである。今日では、公立小学校の設置は、市区町村の設置条例によって定められ、それを前提に教員が着任するという仕組みになっているが、当時は小学校の設置母体となる地方自治体や法人格をもった行政区画が存在していなかったため、設置条例というような法的な仕組みは勿論存在していなかった。従って、今日小学校史研究で明治初年の学校の創設を扱う際は、実は創設日をどこに取るかは多くの場合不明瞭である。校地の確定日、校地の取得日、教員の着任日、子供たちの最初の登校日、開校式実施日、設立伺いの許可日など様々な可能性があり、学校史によってはそのような日をかき分けているものもある。十月二十五日の教員拝命という日が、行政的にどのような意味であったのかは、今後研究を深める必要がある、ということに注意しなければならない。

なお、この「設立伺」を出すべき法的根拠は、明治六年一月に文部卿大木喬任が東京府に宛てて発した達に基づいている。その内容は「先般小学広普ノ為扶助金相達候上ハ各府県ニ於テ公学設立可致筈ニ付自今別紙文例ヲ以テ可伺出事 但此伺ハ督学局ヲ経テ本省へ可差出当分督学無之地方ハ直ニ本省へ可差出事」とあり、別紙文例は「官立学校設立伺文例」である。なお、この文例は、『資料大系』第二巻の小学校設立事例の部分⁷⁾に掲載されている。本稿の末尾に『誠之が語る』について刊行後に判明している本文等の正誤を、すでに公表したもの⁸⁾も含めて掲げる。

凡例

一 翻刻に当たって、引用文中の漢字は常用漢字体のあるものは原則として常用漢字体に、また漢字の内俗字は原則として本字に改めた。

一 原文註の通常と異なる用字や誤記と思われる部分には(ママ)と傍注した。

- 一 資料一及び三の本文中には、一行中に二行を書き込んである部分があるが、資料一ではその配列を翻刻中に再現せず、原則としてそれぞれに一行を当て、資料三では再現した。
- 一 原文中浄書の際に欠落したと思われる文字は、「」内に補った。

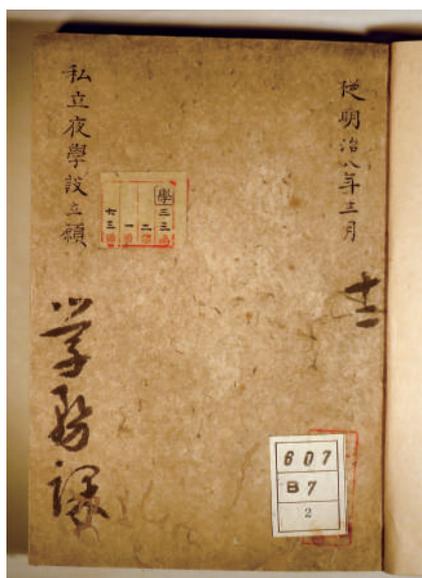
資料

【資料一】公立小学設立伺（第四中学区第十三番公立小学誠之学校の設立伺）

- ① 出典は『従明治八年十二月 私立夜学設立願 学務課』（整理番号607—B7—2）

② この設立伺は、明治九年二月付け東京府権知事楠本正隆から文部大輔田中不二麿宛のもの。伺いに対して明治九年七月廿七日付けで「伺之通」と指令。

写真①



従明治八年十二月

私立夜学設立願

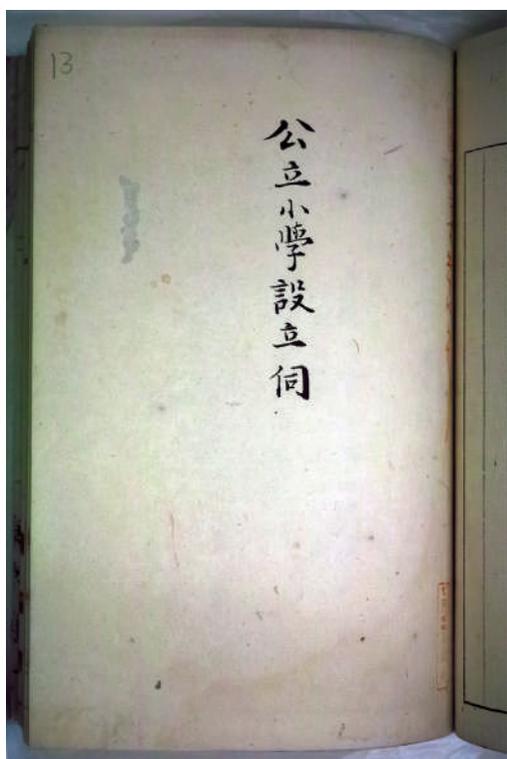
学務課

所澤 潤

東京都文京区立誠之小学校の明治九年（一八七六年）二月付け設立伺い

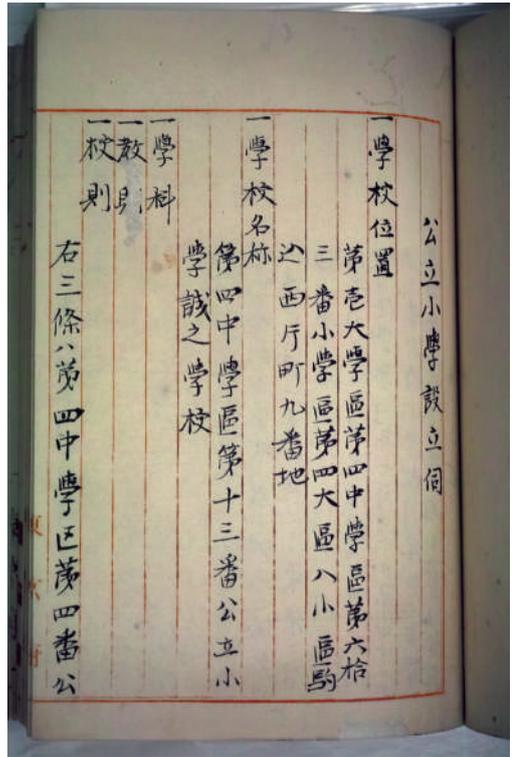
- 一 資料一中には朱書きの部分があるが、その部分は太字とした。
- 一 資料一中には朱の角印があるが、その部分を印とし、その中にある文字については、その近傍に「」を設け、その「」内に記した。

写真②



公立小学設立伺

写真③



公立小学設立伺

一 学校位置

第壹大学区第四中学区第六拾
三番小学区第四大区八小区駒
込西片町九番地

一 学校名称

第四中学区第十三番公立小

学誠之学校

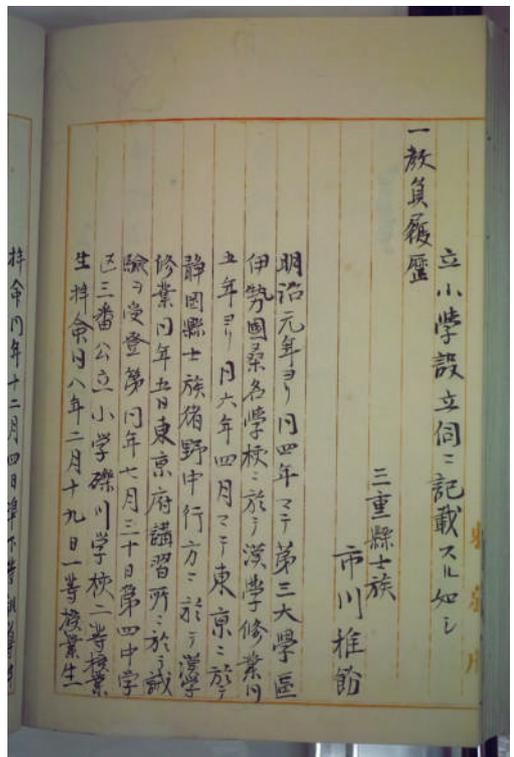
一 学科

一 教則

一 校則

右三条八第四中学区第四番公

写真④



立小学設立伺ニ記載スル如シ

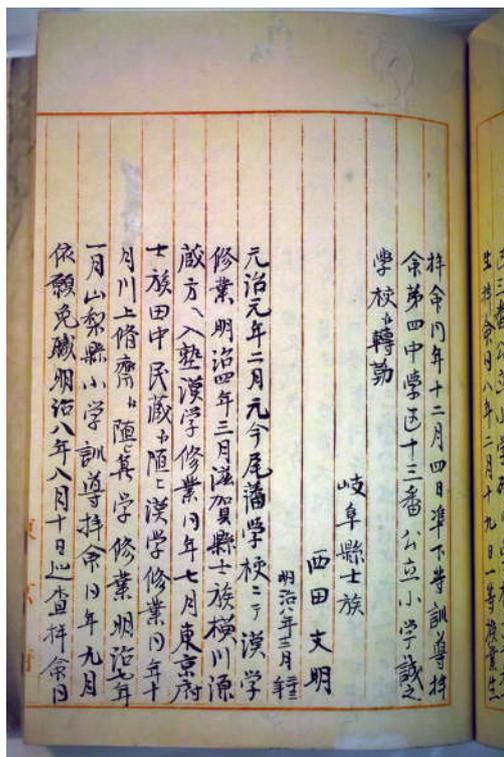
一 教員履歴

三重県土族

市川雅筋

明治元年ヨリ同四年マテ第三大学区
伊勢国桑名学校ニ於テ漢学修業同
五年ヨリ同六年四月マテ東京ニ於テ
静岡県土族猪野中行方ニ於テ漢学
修業同年五月東京府講習所ニ於テ誠
験ヲ受登第同年七月三十日第四中学
区三番公立小学礫川学校二等授業
生拜命同八年二月十九日一等授業生

写真⑤



拜命同年十二月四日準下等訓導拜命第四中学区十三番公立小学誠之学校江転勤

岐阜県士族

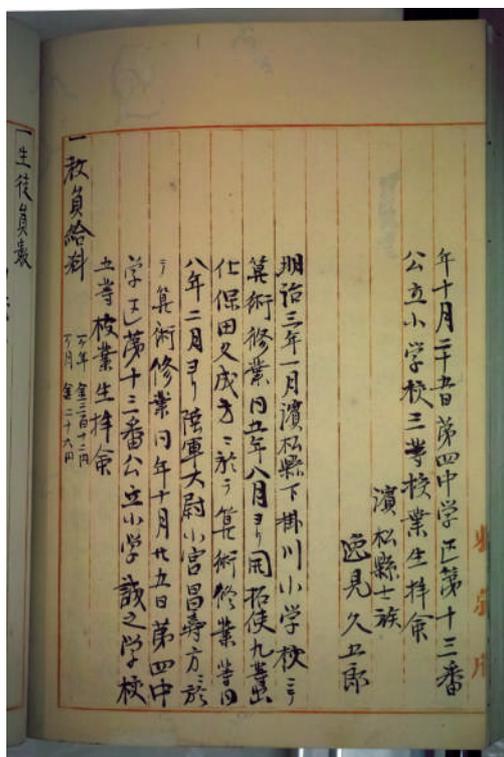
西田文明

明治八年十二月二十三

年

元治元年二月元今尾藩学校ニテ漢学修業明治四年三月滋賀県士族横川源藏方へ入塾漢学修業同年七月東京府士族田中民藏江随ヒ漢学修業同年十月川上脩齊江随ヒ算学修業明治七年一月山梨県小学訓導拜命同年九月依願免職明治八年十月巡査拜命同

写真⑥



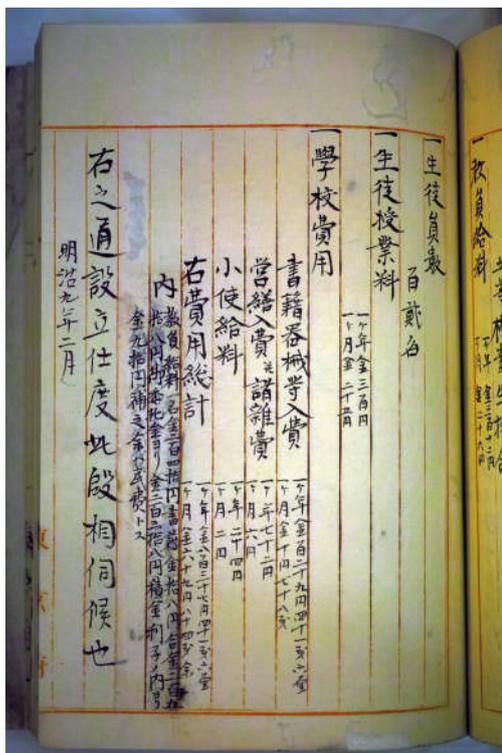
年十月二十五日第四中学区第十三番公立小学校三等授業生拜命

濱松県士族

逸見久五郎

明治三年一月浜松県下掛川小学校ニテ算術修業同五年八月ヨリ開拓使九等出仕保田久成方ニ於テ算術修業等同八年二月ヨリ陸軍大尉小宮昌寿方ニ於テ算術修業同年十月廿五日第四中学区第十三番公立小学誠之学校
五等授業生拜命
一教員給料 一ケ年 金三百十二円
一ケ月 金二十六円

写真⑦



一生徒員数	百貳名	一ケ年	金三百円
一生徒授業料		一ケ月	金二十五円
一学校費用		一ケ年	金百二十九円四十一銭六厘
		一ケ月	金十円七十八銭
		一ケ年	七十二円
		一ケ月	六円
		一ケ年	二十四円
		一ケ月	二円
		一ケ年	金八百三十七円四十一銭六厘
		一ケ月	金六十九円八十四銭餘

内 教員給料一名金二百四拾円書籍金拾八円合金二百五

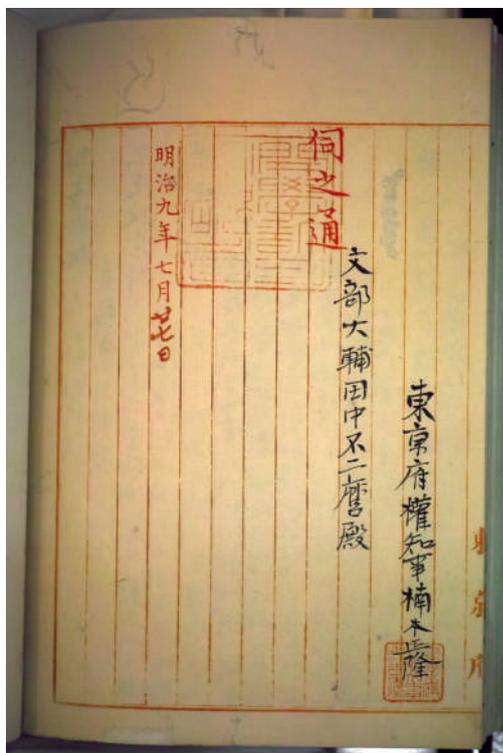
拾八円御委託金ヨリ金二百六拾八円積金利子ノ内ヨリ

金九拾円補之余八民費トス

右之通設立仕度此段相伺候也

明治九年二月

写真⑧



東京府権知事楠本正隆印

〔東京府

文部大輔 田中不二磨殿

権知事

伺之通

楠正隆

印 〔開学許可

文部省〕

明治九年七月廿七日

【資料二】官立小学設立伺（第四中学区第四番公立小学板橋学校の設立伺）

①出典は『明治自六年至七年 公立学校伺済設立 学務課』（整理番号6061A816）

②この設立伺は、明治七年七月廿七日付け 東京府知事大久保一翁から文部少輔田中大輔宛。伺いに対して、明治七年九月廿九日付けで設立許可の指令。

一学科
一教則
一校則
右三条第四中学〔区〕第一番小学二同シ

【資料三】「第四中学区二番小学官立小学設立伺」（後の湯島学校）から「校則」⁹等を抜萃

①出典…『明治自六年至七年 公立学校伺済設立 学務課』（整理番号6061A816）

一校則
第一条
入門式
一入門願出候ハ、聞届証書并束脩受取小学小札相渡シ校中規則申聞入舎可為致事
証書如左
美濃紙一枚ニツ折 肩書氏名当何歳
此度入校相願候尤御規則之儀
者堅相守受業料等無相違可相納候也
年号月日
右相違無之候也
証人 肩書氏名印
第四中学区 宿所
一番小学御中

一怠惰過失等有之者ハ直ニ退学セシムヘキ事
一当人証人共宿所氏名肩書等相替候節者当校ヘ可申出事
一受業料納ノ儀ハ毎月二日三日兩日ニ限り候事
一書籍等ハ銘々持參可致事
一生徒ハ男女共六歳ヨリ男子ハ当分十六歳迄女子ハ十三歳迄之事
但シ凡テ通稽古之事
一病氣事故有之不參之節ハ父兄ヨリ断書差出候事

②この設立伺は、明治六年四月付け 東京府知事大久保一翁から少督学柳本直太郎宛のものと指令。

一学校位置

東京府管下第一大学区第四中学区湯島切通

シ上麟祥院境内

一学校名称

第一番小学

一学科

小学

一教則

文部省頒布之教則書ニ適従スヘキ事

但事実ニ依リ斟酌スル所アルヘシ

第二条

生徒心得

一生徒入学ノ上ハ校中規則ニ従ヒ礼儀ヲ重シ

教官ノ指揮ニ背ク可カラサル事

第三条

一八時出校四時放散之事

一稽古時間毎日五時間之事

一大暑中午前六時ヨリ十一時迄年中休業

一紀元節

一天長節

一六月二十八日ヨリ三十日迄

一十二月廿五日ヨリ一月七日迄

一毎月休暇一六之事

但大ノ月三十一日ハ休暇無之事

第四条

禁制

一課業中席ヲ離ル、事

一雑談疾走等之事

一教場ニテ飲食及烟草相用候事

第五条

一校中ヲ三舎ニ區別ス現今生徒六級アリ依テ

四級五級ヲ一舎トシ五級六級ヲ二舎トシ七

級八級ヲ三舎トス

第六条

一生徒出校ノ上ハ兼テ渡シ置所ノ名札ヲ記名

ノ者ニ差出シ記名名^(マ)ノ者此ヲ受取出席簿ニ

印シ放散之節又之ヲ本人^江渡スヘキ事

但記名ハ一舎ノ生徒順番ニ之ヲ掌ル事

第七条

一毎日課業五時間之事

但シ午前九時ヨリ午後三時迄

此内十一時ヨリ十二時迄之一時ハ喫飯及休

息之時間トス

第八条

一喫飯ハ会食所ニ於テスヘキ事

但手狭ナル校ニ於テハ各席ニテ相用可^(マ)可

申事

一休息之時間ニハ生徒一統教場ヲ出運動ノ為

園中ヲ遊歩スル事

但教官一人宛附添可申事

一時辰毎ニ板木ヲ撃チ之ヲ報スヘキ事

第九条

一教場ニ生徒ノ名札ヲ掲ケ其坐次ヲ示ス事

但試業ノ上其優劣ヲ以テ等級ヲ定メ其順

序ヲ変換ス

第十条

女兒舎

男児舎ト席ヲ隔テ區別ヲ成シ授業餘暇休息

中園中遊歩之時タリト男児ト混同ハ勿論語

ヲ交ユル等嚴ニ禁候事

第十一条

訓導心得

一校中生徒ノ進退ハ不及伺勝手タルヘキ事

一校則改革等ハ小事件ト雖モ掛リエ相議スヘ

キ事

一毎月授業生以下ノ出席相調翌月十日迄掛リ

エ差出ヘキ事

一月謝金取集本月廿五日出納取扱エ相渡シ本

月費用請取諸払可致事

但月謝集金高并月費精算帳掛エ差出ヘキ

事

一毎月二十日於本府會議之事

一教員履歴「以下略」

『誠之が語る近現代教育史』正誤

一七三頁表5-19 欄外説明

誤 明治43年4月改訂

正 明治43年4月改定

二〇五頁下段八行目

誤 「・の部分のみ朱」

正 「・の部分のみ朱」

二〇七頁下段一二行

誤 成瀬、

正 成瀬は

二二三頁下段六行

二九二頁上段二一行

四四六頁下段九行

誤 明治二十二年十二月十一日

誤 広太郎

誤 右之通相違無之候也

正 明治二十三年十二月五日

正 庫太郎

正 (この行を二字下げ)

二二四頁上段五行

二九二頁下段二三行

五八二頁表3-1

誤 看做ス

誤 前節六ら

誤 明治35年度 1余

正 看做ス

正 前節六の

正 明治35年度 10余

二二四頁上段二二行

三四五頁上段二二行

八六四頁下段二二行から二三行にかけて

誤 明治二十年代以降のもので

誤 十時卅分

誤 「父母負担による学校教育費調査」と「父母負担による学校教育費調査」と

正 明治十九年以降のもので

正 八十時卅分

正 「地方教育費調査」と「父母負担による学校教育費調査」と

二五八頁下段八行

四一七頁下段三行

九〇五頁下段 九行

誤 及第ノ者計リ

誤 ハガシ取り

誤 百十年記念事業委員会

正 及第ノ者計リ

正 はがし取り

正 百十年記念誌編集委員会

二七三頁上段一行

四一七頁下段九行

九〇七頁下段 七行

誤 検

誤 頗ル雑踏

誤 渡辺

正 検

正 頗ル雑沓

誤 渡部

二九一頁上段二二行

四一八頁下段一四行

九一二頁上段 二行

誤 与フルヲ得

誤 二十二日

誤 「東京府資料」「府県資料」

正 与フルコトヲ得

正 廿二日

正 「東京府史料」「府県史料」

註

- (1) 寺崎昌男監修『誠之が語る近現代教育史』誠之学友会、一九八八年
- (2) 東京都立教育研究所編『東京教育史資料大系』第三卷、東京都立教育研究所、一九七二年
- (3) 港区教育委員会編『港区教育史』上巻、港区教育委員会、一九八七年、一二六、一二七頁。一部の設立何などが影印版で引用できていない。
- (4) 所澤潤「利用者を育てる文書館」小川千代子・高橋実・大西愛編著『アーカイブ事典』大阪大学出版会、一三九―一四五頁、二〇〇三年
- (5) 寺崎昌男監修、前掲(1)、八七頁
- (6) 寺崎昌男監修、前掲(1)、二〇六、二〇七頁
- (7) 東京都立教育研究所編、前掲(1)、第二巻、一九七一年、一四八―一四九頁

- (8) 所澤潤「東京府誠之小学校・明治二十三（一八九〇）年の『教室移文』―明治期における学校運営の一形態―」『群馬大学教育実践研究』第九号、群馬大学教育学部附属教育実践研究指導センター、二三三―二五七頁、一九九二年
- (9) 第一小学（湯島学校）の設立何いは、前掲(2)、九四四―九五五頁に掲載されているが、「校則」の部分は「一校 則 畧」と書かれている。略の異体字まで使っているために、原文書で省略が行われているかのような印象を与え、『誠之が語る』でも引用できなかったが、東京都公文書館所蔵資料により実際には内容が掲載されていることが確認できたため、本稿で翻刻した。

（しよざわ じゅん）東京未来大学